

2021年2月

2020年のステュワードシップ活動に対する自己評価の結果について

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図るため、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。この度、同活動をさらに高めていくため、2020年（1月～12月）における当社のステュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果について以下のとおり公表します。なお、本自己評価は、2020年3月24日に再改訂された日本版ステュワードシップ・コードの指針7-4が求める自己評価に対応したものです。

1. 自己評価の方法

当社のステュワードシップ活動に係る最高意思決定機関である責任投資委員会のメンバー等を対象にアンケートを実施し、その結果に基づいて議論を行いました。利益相反管理に係る事項を中心に、同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議のメンバーもアンケート及び議論に加わっています。アンケートの概要については、本資料末尾をご参照ください。

2. 自己評価の結果(全体)

ステュワードシップ活動の自己評価に係るアンケートを行った結果、当社におけるステュワードシップ活動は適切だったとの回答は9割超を占めました。アンケートの結果とアンケートで寄せられたコメントに基づき、責任投資委員会において議論を行った結果、前回強化ポイントとして見出した以下3点への対応を含め、概ね適切なステュワードシップ活動を行うことができたと評価しております。

- 責任投資委員会の効率的・効果的な運営及びエンゲージメント活動のPDCAサイクル*の強化を不断の取組みとして継続する。
- エンゲージメントとのリンクを含め、議決権行使の実効性をさらに高める。
- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などステュワードシップ活動に係わる領域が拡大しており、かつ目指すべき水準が高まっていることに対応するため、引き続き、適切なリソースの配分・強化に取り組む。

*「PDCAサイクル」とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことで、業務を改善していく手法です。

2020年のステュワードシップ活動において特に優れた取組みとして以下が挙げられます。

- 責任投資委員会の議事運営を効率化するとともに、重要度が高く、意見の分かれる議題について議論を尽くすことができました。
- 監視機能を担う責任投資諮問会議のメンバーを増員するとともに、議決権行使助言会社を追加し、利益相反管理の体制を強化しました。
- アナリストとESGスペシャリストの問題意識の共有をさらに促進し、エンゲージメントの実効性を向上させることができました。

- 議決権行使を通じてコーポレートガバナンスの方向性を示すため、マネジメント・ボード*からモニタリング・ボード*への移行を後押しする議決権行使基準を導入しました。
 - グループ関係会社の議案に対する議決権行使結果について賛否の理由を詳細に開示し、また気候変動関連に関する顧客報告を行うなど、情報開示や顧客への報告を拡充しました。
- * 「マネジメント・ボード」とは経営の意思決定を主たる役割・責務とする取締役会、「モニタリング・ボード」とは経営陣の監督を主たる役割・責務とする取締役会です。

一方、当社のスチュワードシップ活動の実効性をさらに高めていくための強化ポイントとして、以下を見出すことができました。

- 多様化する ESG*課題及び要求水準の高まりに対応すべく、責任投資委員会において新たなスチュワードシップ活動の取り組み方針について議論を深める。
- 上記議論を踏まえ、運用調査部門における問題意識を深化させ、適切なりソースの配分、スチュワードシップ活動の更なる強化に取り組む。
- 当社のスチュワードシップ活動を様々なステークホルダーの方々に理解して頂くため、より一層分かりやすい情報開示に努める。

* 「ESG」とは、Environment（環境）、Social（社会）及び（Corporate）Governance（企業統治）の総称です。当社は、ESG 課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視しています。

3. 自己評価の結果(各原則)

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動に係る自己評価の結果は、下表のとおりです。

原則	自己評価の結果
原則 1 方針の策定と公表	当社では、責任投資委員会がスチュワードシップ活動全般に関する方針の策定を担っています。2020 年はスチュワードシップ・コード再改訂を受けて方針を見直したほか、議決権行使基準の改定の際にも改めて同方針について議論しました。不断の取り組みとして議事運営の効率化に努めており、重要度が高く、意見の分かれる議題について議論を尽くすことができたと評価しています。 一方、多様化する ESG 課題及び要求水準の高まりに対応すべく、責任投資委員会において新たなスチュワードシップ活動の取り組み方針について議論を深めることが今後の強化ポイントであると認識しています。
原則 2 利益相反の管理	当社では、責任投資諮問会議が責任投資委員会に対する監視機能を担っています。同会議のメンバーは利益相反管理統括責任者 1 名と独立社外取締役 2 名の計 3 名でしたが、2020 年 5 月に独立性の高い社外有識者 1 名を加えた計 4 名になり、独立性・実効性が向上しました。 利益相反のおそれがある株主総会議案について、事務局がその旨を明らかにした上で複数の議決権行使助言会社の意見を参考に責任投資委員会にて議論を行い、賛否を決定しました。従前より議決権行使助言会社 2 社と契約していま

原則	自己評価の結果
	<p>たが、6月からは新たにガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパンと契約し、多様な意見を参考にできるよう体制を強化しています。</p> <p>当社において、スチュワードシップ活動を推進する際に生じる利益相反を管理するための体制を整備し、適切に管理することができたと評価しています。また、経営陣も利益相反の管理及び当社のガバナンス強化に十分にコミットしていくことを確認しました。</p>
<p>原則 3 投資先企業の 状況の把握</p>	<p>当社では、企業のトップマネジメントや IR 担当者等との豊富な面談の機会を通じて、企業調査を行うアナリスト、運用者及び ESG を中心に調査を行う ESG スペシャリストが投資先企業と対話を行っています。2020 年は、前年に引き続きアナリストと ESG スペシャリストの間の連携強化を進め、情報共有に努めました。これにより、投資先企業の状況について ESG 等の非財務情報を含め適切に把握したうえで、スチュワードシップ活動に取り組むことができたとは評価しています。</p>
<p>原則 4 エンゲージメント (投資先企業との 建設的な「目的を 持った対話」)</p>	<p>当社では、「事業・財務戦略」、「ESG」及び「開示・対話」の中から特に重要な対話のテーマを設定し、対象企業に対して継続的に働きかけています。エンゲージメントの実施状況については、責任投資委員会に定期的に報告を行うほか、関係部署間で連携し、投資先企業の評価に係る情報共有を行っています。</p> <p>2020 年は、前年に引き続き責任投資委員会においてエンゲージメントの報告・議論に特化した場を設けたほか、アナリストの事業・財務戦略に関する問題意識と ESG スペシャリストの ESG に関する問題意識の共有をさらに促進し、エンゲージメントの実効性向上に努めました。エンゲージメントについては、概ね適切に行うことができたとは評価しています。</p>
<p>原則 5 議決権行使</p>	<p>当社では、責任投資委員会において議決権行使基準を策定するほか、定性判断が必要な個別性の高い議案について、株主価値の視点から賛否の判断を決定しています。</p> <p>2020 年 5 月には、COVID-19 拡大の影響を考慮して 6 月以降の株主総会において議決権行使基準の一部について適用を停止することを決定しました。また、11 月にはエンゲージメントを通じて得られた日本企業の現状を踏まえ、議決権行使基準を改定しました。ここでは、コーポレートガバナンスの方向性を示すため、モニタリング・ボードへの移行を後押しする基準を導入しています。引き続き、個別性の高い議案については投資先企業とのミーティングを積極的に行い、詳細な事実認識に努めました。同委員会において体系的かつ実質的な議論を行うことができ、議決権行使基準の改定及び個別議案の判断ともに適切に行うことができたとは評価しています。</p>
<p>原則 6 顧客・受益者への 報告</p>	<p>当社では、ウェブサイトにおいて議決権行使基準及び個別議案の議決権行使結果を開示しており、1 年間のスチュワードシップ活動全般をまとめた「責任投資レポート」を 2018 年版から公表*しています。</p>

原則	自己評価の結果
	<p>2019年4-6月期から一部議案について賛否理由の開示を開始しており、同年10-12月期以降は全ての議案について賛否の理由を開示し、かつ当社が特に説明を要すると考える議案については理由を詳細に説明しています。加えて、20年4-6月期のグループ関係会社の議案については賛否の理由を特に詳細な開示を行いました。</p> <p>2020年は情報開示に加えて講演を行うなど、議決権行使基準に対する投資先企業の理解を深める取組みも行いました。また、顧客の要望に応じて気候変動に関する報告も行っています。いずれにおいても分かり易い内容とするよう努め、充実した情報開示・報告を行うことができたと評価しています。</p> <p>一方、当社のスチュワードシップ活動を様々なステークホルダーの方々に理解して頂くため、より一層分かり易い情報開示に努めることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>
原則7 スチュワードシップ活動のための実力	<p>当社では、スチュワードシップ活動を実効的に行うため、責任投資委員会及び運用調査部門を中心とする体制を整備しています。2020年は、ESGスペシャリストとアナリストの連携を深め、スチュワードシップ活動に係るPDCAサイクルを機能させることができました。実力を高めるために適切な取組みを行うことができたと評価しています。</p> <p>一方、運用調査部門における問題意識を深化させ、適切なリソースの配分、スチュワードシップ活動の更なる強化に取り組むことが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>

* 当社ウェブサイト公表しています。

https://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility_investment/ri-report.html

4. 今後の対応

本自己評価を通じて挙げられた強化ポイントについては、今後、責任投資委員会で議論を深め、スチュワードシップ活動をさらに高めていくよう取り組んでゆきます。

以上

【（ご参考）アンケートの概要】

対象者	設問の内容に応じ、以下が回答しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任投資委員会*委員 6 名 ・ 責任投資委員会事務局 6 名 ・ 責任投資諮問会議**メンバー4 名
実施時期	・ 2020 年 12 月
対象期間	・ 2020 年 1 月～12 月
回答方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名式 ・ 選択式（4 択） ・ コメントを自由記載
設問	合計 14 問：日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 1（方針の策定と公表）： 2 問 ・ 原則 2（利益相反の管理）： 3 問 ・ 原則 3（投資先企業の状況の把握）： 1 問 ・ 原則 4（エンゲージメント）： 3 問 ・ 原則 5（議決権行使）： 3 問 ・ 原則 6（顧客・受益者への報告）： 1 問 ・ 原則 7（スチュワードシップ活動のための実力）： 1 問

* 運用・調査関係者により構成

** 利益相反管理統括責任者 1 名、独立社外取締役 2 名及び社外有識者 1 名により構成